

## 鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業募集要領

### 1 事業の目的

本事業は、重点まちづくり区域内に存在する空き家等を地域資源として有効活用し、地域住民、事業者、学生その他多様な主体が交流し、活動し、又は滞在することができる拠点の形成を支援することにより、地域コミュニティの活性化、地域課題の解決、地域内外の交流促進及びまちなかのにぎわい創出を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的とします。

また、空き家等の利活用を通じて、重点まちづくり区域における回遊性及び滞在性の向上を図るとともに、地域に新たな活動、人の流れ及び関係人口を生み出し、将来にわたり魅力ある都市空間の形成に寄与することを目的とします。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業

#### (2) 事業内容

本事業は、重点まちづくり区域内の空き家等を活用し、地域コミュニティの形成、地域交流、地域課題の解決又はにぎわい創出に資する拠点づくりを行う事業提案を公募し、優れた提案を選定の上、その実施に要する経費の一部を補助することにより、持続的なまちづくり活動を促進するもの。

#### (3) 事業期間

補助金交付決定日から令和9年3月15日（月）

#### (4) 補助率及び補助上限額

##### ① 事業を10年以上継続する場合

補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助上限額は500万円とする。

##### ② 事業を5年以上継続する場合

補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助上限額は250万円とする。

##### ③ 徳島県空き家5（ファイブ）戦略モデル事業に採択された場合

徳島県空き家5（ファイブ）戦略モデル事業における自己負担額に対し、補助率3分の2以内、上限額250万円とする。

#### (5) 採択事業件数

1件

### 3 選定方法

書面審査を原則とする。

#### 4 スケジュール

日 程 (予定)	内 容
令和8年6月12日 (金)	募 集 開 始
7月10日 (金)	参 加 申 込 期 限
7月17日 (金)	企画提案書提出期限
7月下旬頃	審 査 結 果 通 知

#### 5 応募資格

応募者（複数法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合は全ての構成員）とする。（1）項の要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反するなど適当でないと認められる者でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 徳島県内に本社又は事業所を有するなど、緊急時の対応が可能な体制を取ることができる者であること。

#### 6 参加の手続き等

##### (1) 募集要領等の配布

配布期間：公募開始日から令和9年3月31日（水）

配布場所：鳴門市公式ウェブサイトからダウンロードするものとする。

##### (2) 参加申込

令和8年7月10日（金）午後5時（必着）までに、表-1の提出書類を作成し、提出すること（ただし、土・日・祝日を除く。）。書類の大きさはA4版とする。

##### (3) 提出方法及び提出先

持参又は特定記録郵便により提出すること。

提出先 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市 都市建設部 まちづくり課

電話：088-684-1171      f a x : 088-684-1339

E-mail: [machizukuri@city.naruto.i-tokushima.jp](mailto:machizukuri@city.naruto.i-tokushima.jp)

表-1

提出書類	様式	部数
参加申込書	様式第1号	紙媒体
添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） ①法人の場合は登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類 ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④直近の納税証明書（市税） ⑤コンソーシアム協定書の写し及びコンソーシアム委任状		1部

## 7 審査書類の提出

## (1) 審査書類

参加申込みをした者で審査書類を提出する場合は、令和8年7月17日（金）午後5時（必着）までに、表-2の審査書類を作成し、提出すること（ただし、土・日・祝日を除く。）。書類の規格は様式第2号から様式第4号まではA4版とする。企画提案書は別に定める。

## (2) 提出方法及び提出先

「6 参加の手続き等（3）」に記載の提出先まで、持参又は特定記録郵便により提出すること。1部毎にクリップ等でまとめて提出すること。

## (3) 企画提案書の体裁

次の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とする。

記載方法	自由記述とし、表-2に記載の課題について、図面、文章、表、概念図、スケッチ、イメージ写真等を用いてわかりやすく表現すること。
枚数	指定しない。
字の大きさ	指定しない。
図等の縮尺	任意
タイトル・チーム名称	図書の左上にわかりやすく表示すること。
印刷方法	片面印刷、彩色可能
余白	指定しない。

表-2

審査書類	様式	部数
○企画提案書表紙	様式第2号	8部
○企画提案書	任意様式	

課題①「業務実施体制」 課題②「設計者及び改修施工者の選定方法並びに 工期遵守の提案」 課題③「活用候補となる地域及び空き家物件の提案」 課題④「改修後の施設運営及び管理方法の提案」 課題⑤「改修した施設が地域にもたらす効果」 ○事業に要する経費の見積書 ○施設の設計及び改修工事に要する経費の見積書	様式第3号 様式第4号	
---	----------------	--

## 8 注意事項

次のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、鳴門市からその旨を通知する。

- (1) 鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業企画審査会（以下「審査会」という。）及び事務局関係者に、不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 応募資格の要件を満たしていない場合
- (4) 提出書類又は審査書類に虚偽の内容を記載した場合
- (5) 本募集要領に違反すると認められる場合
- (6) 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- (7) 企画提案書等の内容が法令等に違反している場合
- (8) その他不正な行為があったと市が認めた場合

## 9 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から令和8年6月26日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く。）

### (2) 質問書の提出

質問は、質問書（別紙）により行うものとし、「6 参加の手続き等（3）」に記載の提出先まで、電子メールにて提出すること。提出後は、必ず電話にてメール着信の確認を行うこと。

## 10 審査の方法

- (1) 審査会による審査を行う。なお、審査会は非公開とする。
- (2) 審査方法は、書面審査を基本とする。ただし、審査会から質問がある場合は、回答期間を設定し、質問状を送付する。
- (3) 本事業の目的を適切に把握し、目的を達成するための企画力、実現可能性等を主に採点

し、最優秀提案者を選定する。

(4) 審査結果

- ①審査書類を提出した全ての者に書面で通知する。
- ②審査の経緯については公表しない。
- ③選定等に関する照会には応じない。

(5) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 5に記載する応募資格を満たさない場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(6) 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合は、その書類を審査する。

1 1 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、令和8年7月10日（金）午後5時までに、参加辞退届（別紙）を提出すること。なお、提出方法及び提出先は、「6参加の手続き等（3）」によること。

1 2 留意事項

- (1) 業務対象は、鳴門市内の重点まちづくり区域にある空き家等とする。
- (2) 審査書類等の作成及び提出等に要する一切の費用は、応募者側の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 提出された企画提案書、その他書類は返却しない。
- (5) 企画提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は応募者が負うこと。
- (6) 提出された企画提案書、その他書類は、本事業の事業者選定以外に応募者に無断で使用しない。
- (7) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 本事業の実施に当たっては、施設の安全性など関係各所と十分協議しながら業務を進めるものとする。